


| | |
|---|---|
| 1. 商品名 | 利息分割受取型定期預金  |
| 2. 販売対象 | 個人のみ |
| 3. 期間 | 1年・2年・3年・4年・5年・7年・10年 預入時のお申し出により自動継続（元金継続）の取り扱いができます。 |
| 4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | 一括預け入れ 300万円以上 1円単位 |
| 5. 払戻方法 | 預入時のお申し出により、満期日に自動継続またはご指定口座へ自動入金の方法により一括して払い戻します。 |
| 6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 | お預け入れ時の店頭金利表示ボードに表示する利率を満期日まで適用します。（窓口へお問い合わせください。） <お受け取りサイクル> 毎月1回・2か月に1回・3か月に1回・6か月に1回 利息は、お受け取りサイクルの日数により付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。（約定利率×100%） 20.315%の分離課税・マル優 ※復興特別所得税が追加課税されることにより、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は20.315%の税率となります。 |
| 7. 手数料 | なし |
| 8. 付加できる特約事項 | ○通帳制定期預金口座のものは、総合口座の担保とすることができます。 なお、貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率です。 |
| 9. 中途解約時の取り扱い | ○満期日前に解約する場合は、すでにお支払いした利息額と、当行所定の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息額との差額を清算させていただきます。 ○中途解約利率については、<別紙1>を参照。 |
| 10. その他参考となる事項 | ○満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 |
| 11. 当行が契約している指定紛争解決機関 | 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 一般社団法人全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 |
| 12. 預金保険制度 | 本商品は預金保険の対象であり、他の対象商品と合算して預金者1人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。（全額保護の対象ではありません。） |

（平成25年1月1日現在）